平成２１年（フ）第６２９０号
東京都練馬区練馬２丁目31―19―102
破産者　後藤　宏幸
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３４６号
東京都青梅市河辺町６丁目28－６　エスカイア100小作第１―303
破産者　古谷　幸生
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３４７号
東京都町田市中町３―15―10―303、住民票上の住所神奈川県相模原市淵野辺１丁目２―１
破産者　石川　智恵（旧姓家亀）
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３４８号
埼玉県飯能市大字双柳420―４　フェリース飯能Ｃ―101
破産者　酒井　　眞
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３５０号
埼玉県さいたま市桜区西堀６丁目１―32―202
破産者　川嶋　浩一
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３５２号
茨城県つくば市自由ケ丘401―154
破産者　後藤　佳子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３５４号
東京都練馬区豊玉中１丁目１―10―308
破産者　小笠原　司
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３５７号
東京都昭島市中神町1256　都営中神アパート21棟504
破産者　山川　洋子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４２２号
東京都足立区中川４丁目43―14―101
破産者　本棒　満男
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４２３号
東京都足立区中川４丁目43―14―101
破産者　本棒　律子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４５９号
東京都中野区中央１丁目44―６―305
破産者　橋場　忠彦
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６５７３号
東京都八王子市上柚木1517―４
破産者　渡邊　章代（旧姓山下）
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６１４号
東京都三鷹市下連雀４丁目21―２　シャトレ三鷹１―Ｇ
破産者　仙田　裕彦
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６３４号
東京都清瀬市中里１丁目1657―１　第３グリーンコーポ中里102
破産者　上田　拓生
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６３５号
東京都町田市本町田2441―ホ15―510
破産者　上戸　　勲
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６３６号
東京都町田市本町田2441―ホ15―510
破産者　上戸　由里
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６４０号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目14―18
破産者　小野　秀幸
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６４１号
茨城県かすみがうら市稲吉東４丁目14―18
破産者　小野　恭子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７１７号
東京都練馬区桜台５―34―18―203、住民票上の住所東京都練馬区小竹町２丁目75―13―Ａ
破産者　林　三枝子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７４２号
東京都墨田区立花６丁目10―11―202
破産者　戸田　英夫
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６７６１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町大谷304
破産者　坪井　裕子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部